

改正 昭和39年3月30日公営企業管理規程第20号昭和42年3月30日公営企業管理規程第36号
昭和44年3月31日公営企業管理規程第20号昭和46年7月13日公営企業管理規程第13号
昭和48年3月31日公営企業管理規程第2号昭和52年3月31日公営企業管理規程第2号
昭和56年3月26日公営企業管理規程第2号昭和57年3月31日公営企業管理規程第3号
平成元年3月27日公営企業管理規程第4号平成5年3月29日公営企業管理規程第4号
平成10年3月30日公営企業管理規程第1号平成14年12月26日公営企業管理規程第10号
平成15年8月25日公営企業管理規程第8号平成15年12月25日公営企業管理規程第12号
平成26年9月11日公営企業管理規程第2号令和3年3月29日公営企業管理規程第1号
県営水道給水条例施行規程を次のように制定する。

県営水道条例施行規程

（趣旨）

第1条 この管理規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第1条の2 条例第3条の規定による給水区域は、別表第1に掲げる区域とする。

2 長野県公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の給水区域を表示した図面を水道管理事務所において、一般の縦覧に供するものとする。

（給水装置新設等の申込み）

第2条 条例第4条の規定による申込みは、給水装置新設（改造、修繕、撤去）申込書（様式第1号）によりしなければならない。ただし、修繕に係る申込みにあつては、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

2 前項の申込書は、給水装置の工事を管理者が法第16条の2第1項の指定をした者に行わせることを希望するときは、その者を經由して提出するものとする。

（配水管布設計画の公表）

第2条の2 管理者は、県営水道の管理に関する長期的な配水管布設計画により、配水管の布設工事を実施することとなつたときは、すみやかに当該工事による配水管の布設の位置、延長及び工事の実施時期を公表するものとする。

（配水管の工事費のうち申込人の負担する額）

第2条の3 条例第6条第2項に規定する管理者が定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

（1） 次のアに掲げる額からイに掲げる額を控除した額（2人以上の者の申込みにより、条例第6条第2項に規定する県の布設計画に基づかない配水管（以下「計画外配水管」という。）を新設する場合においては、各人につき計算して得た額の合計額とする。以下「差額」という。）が、計画外配水管の新設に要する工事費の額（以下「計画外工事費額」という。）以下の額である場合
合 差額

ア 計画外配水管を新設しないで当該申込みに係る給水装置の新設等（以下「給水装置の新設等」という。）をした場合に要する工事費の額

イ 計画外配水管を新設して給水装置の新設等をした場合に要する当該給水装置の新設等の工事費の額

（2） 差額が計画外工事費額をこえる場合 計画外工事費額

2 2人以上の者の申込みにより計画外配水管を新設する場合における各人の負担額は、前項に定める額を、それぞれ、各人に係る差額によりあん分して得た額とする。

3 計画外配水管の新設の際、将来、当該計画外配水管を使用して給水を受ける者が生ずることが見

込まれる場合その他特別の理由により、権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、条例第6条第2項に規定する管理者が定める額を、別に定めることがある。

第2条の4 条例第6条第3項に規定する管理者が定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 給水装置を新設する場合 次のアに掲げる額にイに掲げる数値を乗じて得た額

ア 条例第6条第2項の規定により申込人の負担とした額を、当該申込人（以下「新設時申込人」という。）が給水を受けるために使用した計画外配水管の部分の長さの数値（新設時申込人が施設した給水装置の水道メーターの口径が13ミリメートルを超えるものである場合においては、当該数値に別表第2に定める係数を乗じて得た数値とし、新設時申込人が2人以上であった場合においては、各人につき算定した数値の合計額とする。）で除して得た額（その値が1に満たない場合にはこれを1とし、その値に1未満の端数がある場合にはその端数を切り上げるものとする。）

イ 計画外配水管のうち、条例第6条第3項の規定により負担する者（以下「事後申込人」という。）が給水を受けるために使用する部分の長さの数値（事後申込人が施設する給水装置の水道メーターの口径が13ミリメートルを超えるものである場合においては、当該数値に別表第2に定める係数を乗じて得た数値とする。）

(2) 給水装置の改造により、水道メーターを口径の大きなものに取り替える場合当該給水装置を新設するものとみなして前号の例により算定した額から、当該計画外配水管について、当該事後申込人が、条例第6条第2項又は同条第3項の規定により、既に負担した額を控除した額

2 前項に規定する額が、計画外工事費額から、既に、新設時申込人及び事後申込人が負担した額を控除した額（以下「限度額」という。）を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該限度額を前項に定める額とする。この場合において、事後申込人が同時2人以上生じたときにおける各人に係る同項の額は、当該限度額を、各人について前項の規定により算定した額によりあん分して得た額とする。

3 同一の計画外配水管について、事後申込人が負担する前2項の規定による額が、新設時申込人が負担した額と著しく権衡を失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、別に額を定めることがある。

（費用の算出方法）

第3条 条例第7条第1項各号に規定する費用は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した額の範囲内とする。

(1) 材料費 管理者が当該材料の購入価格、時価等を基準として定めた単価に所要の数量を乗じて得た額

(2) 運搬費 管理者が当該材料の積載量及び運搬距離を基準として定めた単価に所要の数量を乗じて得た額

(3) 労力費 管理者が定める職種別賃金基本日額に所要の員数を乗じて得た額

(4) 道路復旧費 当該道路を復旧するために要する額

(5) 事務費 当該給水装置の新設等の設計及び監督に要する額

（代理人選定届）

第4条 条例第10条の規定による届出は、代理人選定届（様式第2号）によりしなければならない。

（県営水道給水申込書）

第5条 条例第13条の規定による申込みは、県営水道給水申込書（様式第3号）によりしなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

（管理人選定届）

第6条 条例第14条の規定による届出は、管理人選定届（様式第4号）によりしなければならない。

（給水装置異状届）

第7条 条例第16条第2項の規定による届出は、給水装置異状届（様式第5号）によりしなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等の基準）

第8条 条例第18条の3第2項に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。

- (2) 有害物、汚染等によつて水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

2 前項の基準は、知事が簡易専用水道以外の貯水槽水道について定めた管理基準に従つて定めたものである。

（県営水道使用休止届等）

第9条 条例第20条第1項の規定による届出は、県営水道使用休止届（様式第6号）又は消火栓（私設消火栓）使用届（様式第7号）によりしなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による届出は、消火用水使用届（様式第8号）又は水道メーター損失届（様式第9号）によりしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が認めた場合は、口頭によることができる。

（生活保護法の規定により現に保護を受けている者である使用者の範囲）

第9条の2 条例別表第2の1の(1)に規定する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により現に保護を受けている者である使用者（以下「被保護使用者」という。）で管理者が別に定めるものは、被保護使用者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 共用給水装置以外の給水装置を使用する使用者

(2) 共用給水装置を使用する使用者のうち、その全部の者が、次のいずれかに該当する場合における当該使用者

ア 生活保護法の規定により現に保護を受けている者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者（以下「母子世帯等使用者」という。）のうち次条各号のいずれかに該当するもの

（配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者の範囲）

第9条の3 条例別表第2の1の(1)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者で管理者が別に定めるものは、母子世帯等使用者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（共用給水装置を共用する使用者にあつては、当該使用者の全部が前条第2号ア又はイのいずれかに該当する場合における当該使用者であるものに限る。）とする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により現に児童扶養手当の支給を受けている者（児童が同法第13条の2第1項各号のいずれにも該当せず、又は使用者が同条第2項各号のいずれにも該当しないものとしたならばその支給を受けることとなる者を含む。）

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により、現に特別児童扶養手当の支給を受けている者（児童が同条第3項第2号に該当しないものとしたならばその支給を受けることとなる者を含む。）

（低額基本料金適用申出書）

第9条の4 条例別表第2の1の(1)に規定する基本水量に対する料金の適用を受けようとする使用者は、低額基本料金適用申出書（様式第10号）により、その旨を管理者に申し出なければならない。

（使用水量の認定）

第10条 条例第24条の規定による認定は、使用水量が不明である期間の前4か月又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して行うものとする。

（概算料金の予納）

第10条の2 使用者は、概算料金を予納しようとするときは、あらかじめ予納しようとする月の前月の末日までに、その旨を管理者に申し出なければならない。

2 管理者は、使用者から前項の申出があつたときは、速やかに、申出に係る期間の水道料金の概算額を定めて納入通知書を発行するものとする。

3 管理者は、予納した概算料金が充当すべき期間の料金に不足することとなつたときは、納入通知書により、その不足すると見込まれる概算料金の額を随時納入させることがある。

4 管理者は、予納した概算料金を料金に充当すべき期間が経過した場合において、概算料金に残額が生じたときは、当該残額を、順次、翌月分に充当することがある。

5 前4項に定めるもののほか、概算料金の予納に関し必要な事項は、別に定める。

(給水装置検査員証)

第11条 法第17条第2項に規定する証明書は、給水装置検査員証(様式第11号)による。

(給水装置検査請求書等)

第12条 法第18条第1項の規定による請求は、給水装置(水質)検査請求書(様式第12号)によりしなければならない。

附 則

この管理規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月30日公営企業管理規程第20号)

この管理規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月30日公営企業管理規程第36号)

この管理規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日公営企業管理規程第20号)

1 この管理規程は、昭和44年4月1日から施行する。

2 この管理規程による改正後の県営水道条例施行規程(以下「改正後の管理規程」という。)第9条の2から第9条の4までの規定は、昭和44年5月分の料金から適用する。

附 則(昭和46年7月13日公営企業管理規程第13号)

この管理規程は、昭和46年7月13日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日公営企業管理規程第2号)

この管理規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日公営企業管理規程第2号)

この管理規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月26日公営企業管理規程第2号)

この管理規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日公営企業管理規程第3号)

この管理規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月27日公営企業管理規程第4号)

この管理規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日公営企業管理規程第4号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日公営企業管理規程第1号)

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日公営企業管理規程第10号)

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月25日公営企業管理規程第8号)

この管理規程は、平成15年9月1日から施行する。ただし、別表第1の長野市の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月25日公営企業管理規程第12号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月11日公営企業管理規程第2号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第9条の3第1号及び第2号の改正規定は、同年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの管理規程による改正前の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれかに該当している使用者及び現に県営水道条例施行規程第9条の4の規定により申し出ている使用者でこの管理規程による改正前の県営水道条例施行規程第9条の3各号のいずれかに該当するもののうち、この管理規程による改正後の県営水道条例施行規程第9条の3各

号のいずれにも該当しないこととなるものについては、同条に規定する別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月29日公営企業管理規程第1号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

（別表第1）（第1条の2関係）

給水区域	
長野市	篠ノ井布施五明の一部 篠ノ井布施高田 篠ノ井御幣川 篠ノ井横田 篠ノ井会 合戦場一丁目 合戦場二丁目 合戦場三丁目 篠ノ井塩崎の一部 篠ノ井小松原の一部 篠ノ井岡田の一部 篠ノ井二ツ柳の一部 篠ノ井石川の一部 みこと川 篠ノ井小森 篠ノ井東福寺の一部 東犀南 神明 篠ノ井杵淵 篠ノ井西寺尾 篠ノ井有旅の一部 篠ノ井山布施の一部 川中島町今井 川中島町今井原 川中島町原 里島 川中島町御厨 金井田 川中島町今里 川中島町上氷鉋 川中島町四ツ屋 三本柳西一丁目 三本柳西二丁目 三本柳西三丁目 三本柳東一丁目 三本柳東二丁目 三本柳東三丁目 稲里一丁目 稲里町中氷鉋 稲里町中央一丁目 稲里町中央二丁目 稲里町中央三丁目 稲里町中央四丁目 稲里町下氷鉋 下氷鉋一丁目 広田 稲里町田牧 真島町真島 真島町川合 小島田町 丹波島一丁目 丹波島二丁目 丹波島三丁目 青木島一丁目 青木島二丁目 青木島三丁目 青木島四丁目 青木島町青木島の一部 青木島町綱島 大橋南一丁目 大橋南二丁目 青木島町大塚 信更町宮平の一部 市場
上田市	大字十人 大字新町 大字山田の一部 大字手塚の一部 大字前山の一部 大字野倉の一部 大字別所温泉の一部 大字小島 大字保野の一部 大字舞田の一部 大字中野 大字八木沢の一部 大字五加 大字本郷 大字下之郷の一部 大字古安曾の一部 大字富士山の一部 大字仁古田の一部 大字小泉の一部
千曲市	大字稲荷山の一部 大字野高場 大字屋代の一部 大字粟佐 大字森の一部 大字雨宮の一部 大字生萱の一部 大字土口の一部 大字倉科の一部 大字寂蒔の一部 大字鋳物師屋 大字打沢の一部 大字小島の一部 大字桜堂の一部 大字杭瀬下 大字新田 大字中 上山田温泉一丁目 上山田温泉二丁目 上山田温泉三丁目 上山田温泉四丁目 大字上山田の一部 大字新山の一部 大字力石の一部 大字磯部の一部 大字戸倉の一部 大字戸倉温泉 大字羽尾の一部 大字須坂 大字若宮の一部 大字小船山 大字内川 大字千本柳 大字上徳間
埴科郡坂城町	大字南条の一部 大字中之条の一部 大字坂城の一部 大字上五明の一部 大字上平の一部 大字綱掛の一部

（別表第2）（第2条の4関係）

水道メーターの口径	係数
20ミリメートル	1.04
25	1.08
30	1.11
40	1.18
50	1.27
75	2.95
100	3.33
125	3.68
150	4.79
200	5.55

(様式第1号) (第2条関係)

給水装置新設（改造・修繕・撤去）申込書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所
氏 名

下記のとおり、給水装置の新設（改造・修繕・撤去）をしてください。

記

工 事 場 所	市・町（大字）			番地
現 場 の 目 標				
工 事 の 種 別	新設	改造	修繕	撤去
給水装置の種別	専用	共用	私設消火栓	
給 水 栓 数	栓	水道メーターの口径	mm	
指定給水装置 工事事業者名				

(様式第2号) (第4条関係)

代 理 人 選 定 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

所有者

住 所

氏 名

下記のとおり、代理人を選定しました。

記

代 理 人	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先 電 話 番 号	

(様式第3号) (第5条関係)

県 営 水 道 給 水 申 込 書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

氏 名
連絡先電話番号

下記のとおり、県営水道により給水してください。

記

使用 者 番 号		地図番号	
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日		
給水装置の設置場所	市・町 大字		番地
納入通知書の送付先	(上記と同一の場合は記入不要) 市 町 大字 番地 村		
給 水 装 置 の 種 別	専用	共用	私設消火栓
受 付 年 月 日	年 月 日	受 付 者	

(様式第4号)(第6条関係)

管 理 人 選 定 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所
氏 名
(連名)

下記のとおり、管理人を選定しました。

記

給水装置の設置場所	市 町	番地
共用建物の名称		
管理人の住所及び 氏 名		

(様式第5号)(第7条関係)

給 水 装 置 異 状 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者等
住 所
氏 名

下記のとおり、給水装置の異状があります。

記

給水装置の設置場所	市 町 番地
異状内容の要点	

(様式第6号) (第9条関係)

県 営 水 道 使 用 休 止 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
氏 名
連絡先電話番号

下記のとおり、県営水道の使用を休止します。

記

使 用 者 番 号		地図番号	
休 止 年 月 日	年	月	日
給水装置の設置場所	市・町 大字		番地
納入通知書の送付先 (転居先住所)	市 町 大字 村 電話番号		番地
精 算 金 支 払 方 法	口座振替払	・	納入通知書払
受 付 年 月 日	年 月 日	受 付 者	

(様式第7号) (第9条関係)

消 火 栓 (私 設 消 火 栓) 使 用 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
住 所
氏 名

下記のとおり、消火演習に消火栓（私設消火栓）を使用します。
つきましては、職員の立会いをお願いします。

記

消火栓の設置場所	市・町 大字	番地
使 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで

(様式第8号)(第9条関係)

消 火 用 水 使 用 届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
住 所
氏 名

下記のとおり、消火のために水を使用しました。

記

消火栓の設置場所	市・町 大字 番地
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
用 途	市・町 大字 番地に 発生した火災消火のため

(様式第9号) (第9条関係)

水道メーター損失届

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者
住所
氏名

下記のとおり、水道メーターを損失しました。

記

給水装置の設置場所	市町	番地
損失した数量	個	
損失の理由		

低額基本料金適用申出書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

住 所
氏 名

下記の理由により条例別表第 2 の 1 の (1) に規定する料金の適用を受けたいので申し出ます。

記

事 由	1	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) に規定する被保護者	
	2	母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもので児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) 若しくは特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) により手当の支給を受けている者又はこれに準ずる者	
	3	共用給水装置による使用者	
共用給水装置を共用している使用者の住所、氏名及びこれらの者の適用理由			
住	所	氏 名	適 用 理 由

(添付書類) 市町村長の証明書

(備 考) 太枠内の事由の番号 (共用給水装置による使用者は 1 又は 2 及び 3) に○印をし、3 に該当する者は細枠の欄にも必要事項を記入すること。

(表)

				第	号								
				職	氏	名							
				給	水	装	置	検	査	員	証		
				年	月	日	交	付					
				長	野	県	公	営	企	業	管	理	者
				氏						名	印		

(裏)

水 道 法 抜 粹

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

縦 9センチメートル

横 6センチメートル

(様式第 12 号) (第 12 条関係)

給水装置 (水質) 検査請求書

年 月 日

長野県公営企業管理者

殿

使用者等 (管理人)

住 所

氏 名

下記のとおり、給水装置 (水質) の検査をしてください。

記

給水装置の設置場所	市 大字 番地 町
検査請求の内容	